

松戸市農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 0 月 8 日

令和3年松戸市農業委員会10月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和3年10月8日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木栄一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

なし

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補佐	榊孝弘
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子
主任主事	花村理恵		

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和3年10月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号6番、山口輝雄委員、議席番号7番、岩佐忠夫委員の両委員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は、第1号から第2号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から第6号となっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号の1番 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第1審査会第2審査班座長より申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 議席番号15番、渡邊慶弘です。

去る10月4日月曜日、議案第1号、2号の審査のため、第1審査会第2審査班が招集され、

審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、岩佐忠夫農業委員、湯浅孝一農業委員、山崎唯司推進委員、戸張嘉宣推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番についてご説明します。

議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから2ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。申請地は1筆で、面積は779平方メートル、現況は畑で適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、祖父から孫への贈与です。

譲受人の申請理由は、経営規模の維持です。譲渡人の申請理由は、贈与により申請人の単独所有とするためです。

譲受人は農業者で、経営農地について適正に耕作しております。経営面積は1万5,100.69平方メートルであり、許可条件である50アールを超えています。

また、耕作従事日数は、構成員5人で1,530日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、トラクター1台、動噴2台、貨物自動車4台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、カブや大根、エダマメの栽培を行うとのことでした。

審査会においては、申請人より耕作についての確認をし、現地調査においても、申請地はきれいに管理され、問題はないと判断されることから、今後もよい野菜を作ってほしいとの意見が出ました。

以上、審査会では、議案第1号の1番について、慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位において、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

松戸委員 はい。

議長 長 松戸英樹委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

よく知っている畑ですし、お孫さんも一生懸命農作業していますので、審査会意見に賛成したいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 長 只今松戸委員より、「審査会意見に賛成」との、意見がありました。

ほかに、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、本委員会といたしまして許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番は許可することに決定をいたしました。

◎議案第2号

議長 長 続いて、議案第2号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については、3ページから7ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の3ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は鎌ヶ谷市及び松戸市を中心に、建築請負及びリフォーム事業を行っております。資材置場として借りている既存施設が令和3年12月末日までに返却しなければならなくなったことから、申請地を取得し、資材置場用地として利用するためです。

施設の概要については、建築資材保管場所及び作業場兼回転広場です。

整地については、転圧舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲に単管パイプ柵を設置します。

審査会では、申請地は北から南方向への傾斜地であり、大量の降雨時に隣接する道路に水とともに土の流出が懸念されないかとの質問をし、流出するようなことがあれば、対処及び是正しますとの回答を得ました。

また、造成をする中で、盛土等の事業計画と違った施工をする場合には、事前に農業委員会に申し出て相談することについての理解を得ました。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも土地計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請に関わる農地等からおおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

加藤（正）委員 はい。

議 長 加藤正芳委員。

加藤（正）委員 議席番号2番、加藤正芳です。

座長の説明で分かりました。審査会の意見に賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま加藤委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に議案第2号の2番について、説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号の2番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については8ページから12ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の8ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は個人で不動産業を営み、また株式会社の代表取締役も務めています。

このたび、この会社の作業効率を考慮し、運送拠点を計画したところ、自社で所有の土地がないことから、申請者が個人で申請地を取得し、駐車場及び作業用地として貸し付けるためです。

施設の概要については、2トントラック5台、フォークリフト1台及び作業場です。

整地については、全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、砂利の流出を防止するため、木杭を境界より1メートル内側に打ち、周囲をトラロープで囲います。

審査会では、現地調査をしたところ、申請地と隣接する道路には高低差があり、盛土の必要性が考えられましたが、事業計画には盛土は行わず施工するとの記載があるため、確認したところ、申請地の中で平坦に整地するとの回答を得ました。

また、計画変更となる場合には、事前に農業委員会に申し出て、相談することについての理解を得ました。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも土地計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満で有ることから第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の2番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

湯浅（雅）委員 はい。

議 長 湯浅雅之委員。

湯浅（雅）委員 推進委員、湯浅雅之です。

ただいまの座長の説明でよく分かりました。審査会の意見に賛成をいたします。お諮りをよろしく願います。

議 長 ただいま、湯浅委員より審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第2号の3番について、説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号の3番についてご説明します。

議案書の4ページ、議案参考資料については、13ページから17ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の13ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は水道管工事を主な事業として、松戸市を中心に土木工事等を行っています。保有する資材の増加に伴い、既存施設が手狭になったことから、申請地を取得し、資材置場及び駐車場用地として利用するためです。

施設の概要については、水道管のパイプや管材、マンホール、砕石、残土などを置く資材

置場及び3トンダンプ、乗用車、軽トラック、ミニバンなどを置く駐車場です。

整地については、全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北側は隣地のネットフェンス及び南側は隣地のブロック土留めを利用し、東側は水路から1メートル離してU字溝を逆さにした高さおおむね30センチの土留めを設置し、西側はネットフェンスと入口部はA型バリケードを設置します。

また、申請地の中央をやや低くし、土砂等の流出を防ぎます。

審査会では、残土等について質問したところ、工事の際に出たアスファルトは現場より直接専門業者に持ち込むので申請地には置かず、掘り起こした残土だけを一時的に申請地に置いて、埋め戻す際に現場に運搬するとの回答を得ました。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも土地計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満で有ることから第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の3番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

湯浅（雅）委員 はい。

議 長 湯浅雅之委員。

湯浅（雅）委員 推進委員、湯浅雅之です。

審査会の意見に賛成いたします。お諮りを願います。

議 長 ただいま、湯浅委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の3番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書5ページ、報告事項1から、17ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、5ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により4件の届出を受理いたしました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、7ページから8ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、8ページの一番下に記載のとおり、6月分としまして、田5件、2,160平方メートル、畑8件、3,312平方メートル、合計13件、5,472平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、9ページから12ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、12ページに記載のとおり、田13件、3,129平方メートル、畑23件、8,220平方メートル、合計36件、1万1,349平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13ページ、報告事項4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より照会がありまして、2件の非農地回答をしました。

次に、15ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書3件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和3年10月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時30分